

学校水泳の充実推進事業業務委託仕様書

阪南市立学校園所の幼児児童生徒の授業で行われる水泳の充実推進事業に関して、阪南市（以下「発注者」という。）が契約先（以下「受注者」という。）に委託する業務は、次のとおりとする。

1. 件名	学校水泳の充実推進事業業務委託																																																		
2. 委託期間	契約締結日～令和11年3月31日																																																		
3. 委託場所	受注者が所有又は使用可能なプール																																																		
4. 業務目的	阪南市立学校園所（以下「当該校園所」という。）の幼児児童生徒に水泳指導を実施し、泳力と体力を向上させる。																																																		
5. 業務概要	①事前準備 ②実施時期 ③事前打合せ ④事業実施 ⑤実施報告書の提出																																																		
6. 当該校園所と予定人数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">阪南市立石田保育所</td> <td style="width: 33%;">17名</td> <td style="width: 33%;">1学級（5歳児のみ）</td> </tr> <tr> <td>下荘保育所</td> <td>13名</td> <td>1学級（5歳児のみ）</td> </tr> <tr> <td>はあとり幼稚園</td> <td>20名</td> <td>1学級（5歳児のみ）</td> </tr> <tr> <td>まい幼稚園</td> <td>4名</td> <td>1学級（5歳児のみ）</td> </tr> <tr> <td>阪南市立尾崎小学校</td> <td>195名</td> <td>9学級</td> </tr> <tr> <td>西鳥取小学校</td> <td>114名</td> <td>6学級</td> </tr> <tr> <td>下荘小学校</td> <td>218名</td> <td>10学級</td> </tr> <tr> <td>東鳥取小学校</td> <td>302名</td> <td>12学級</td> </tr> <tr> <td>舞小学校</td> <td>149名</td> <td>6学級</td> </tr> <tr> <td>朝日小学校</td> <td>167名</td> <td>6学級</td> </tr> <tr> <td>上荘小学校</td> <td>262名</td> <td>11学級</td> </tr> <tr> <td>桃の木台小学校</td> <td>261名</td> <td>10学級</td> </tr> <tr> <td>阪南市立鳥取中学校</td> <td>104名</td> <td>3学級（1年生のみ）</td> </tr> <tr> <td>貝掛中学校</td> <td>82名</td> <td>2学級（1年生のみ）</td> </tr> <tr> <td>鳥取東中学校</td> <td>110名</td> <td>3学級（1年生のみ）</td> </tr> <tr> <td>飯の峯中学校</td> <td>54名</td> <td>2学級（1年生のみ）</td> </tr> </table> <p>※上記は令和7年度の人数・学級数に基づく見込みであり、見積書は上記の人数・学級数により作成すること。 ただし、各年度の人数・学級数は変動する場合があるので、年度ごとに人数・学級数に応じて契約金額を変更するものとする。</p>			阪南市立石田保育所	17名	1学級（5歳児のみ）	下荘保育所	13名	1学級（5歳児のみ）	はあとり幼稚園	20名	1学級（5歳児のみ）	まい幼稚園	4名	1学級（5歳児のみ）	阪南市立尾崎小学校	195名	9学級	西鳥取小学校	114名	6学級	下荘小学校	218名	10学級	東鳥取小学校	302名	12学級	舞小学校	149名	6学級	朝日小学校	167名	6学級	上荘小学校	262名	11学級	桃の木台小学校	261名	10学級	阪南市立鳥取中学校	104名	3学級（1年生のみ）	貝掛中学校	82名	2学級（1年生のみ）	鳥取東中学校	110名	3学級（1年生のみ）	飯の峯中学校	54名	2学級（1年生のみ）
阪南市立石田保育所	17名	1学級（5歳児のみ）																																																	
下荘保育所	13名	1学級（5歳児のみ）																																																	
はあとり幼稚園	20名	1学級（5歳児のみ）																																																	
まい幼稚園	4名	1学級（5歳児のみ）																																																	
阪南市立尾崎小学校	195名	9学級																																																	
西鳥取小学校	114名	6学級																																																	
下荘小学校	218名	10学級																																																	
東鳥取小学校	302名	12学級																																																	
舞小学校	149名	6学級																																																	
朝日小学校	167名	6学級																																																	
上荘小学校	262名	11学級																																																	
桃の木台小学校	261名	10学級																																																	
阪南市立鳥取中学校	104名	3学級（1年生のみ）																																																	
貝掛中学校	82名	2学級（1年生のみ）																																																	
鳥取東中学校	110名	3学級（1年生のみ）																																																	
飯の峯中学校	54名	2学級（1年生のみ）																																																	
7. 実施日程	①事前準備 契約締結日から ②実施時期 各年度、4月から12月までに実施 ③事前打合せ 受注者と当該校園所で事業を実施するまでに実施 ④事業実施 保育所、幼稚園、小学校は各学級3回ずつ実施 中学校は4校全ての学校の1年生（希望者）を合同で1回実施																																																		

	<p>⑤実施報告書の提出 各月ごとに提出</p>
8．業務内容の詳細	<p>【幼稚園・小学校・中学校】</p> <p>①事前準備</p> <p>幼児児童生徒の水泳指導を実施するプールにおいて、阪南市立学校園（以下「当該校園」という）の教員と受注者は、指導内容が安全かつ効果的に行うことができるよう事前に実技研修を行う。また、受注者は専門補助指導員に対し、幼稚園教育要領、学習指導要領や学校教育法、地方公務員法に関する事前研修を実施する。</p> <p>②実施時期</p> <p>実施時期については、当該校園と発注者で当該校園ごとに時期を決める。</p> <p>③事前打合せ</p> <p>小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、当該校園の年間指導計画の学習内容を基に、当該校園と受注者で指導計画や目標、留意点などについて打合せを行う。保育所、幼稚園及び中学校についてもこれに準ずる。</p> <p>④事業実施</p> <p>当該校園における1学年または、1学級単位の移動ができるよう、移動手段を確保し、プール指導に支障がないよう、児童等を安全に移送する。</p> <p>小学校体育科における水遊び（1・2年生）、浮く泳ぐ運動（3・4年生）、水泳（5・6年生）について、各学年3回（1回60分程度）の指導回数を確保する。なお、移送時間及び着替え等の準備、片づけに要する時間は水泳指導時間に含めない。幼稚園における水遊びにおいても、同等の時間とする。また、中学校保健体育科における水泳指導については夏季休業中に1年生のみ、原則各中学校の希望者を合同で1回実施する。</p> <p>幼児児童生徒を泳力別の数グループに分け、グループ毎に指導する。各グループには受注者において、専門補助指導員を1名以上配置し、当該校園教員とともに水泳指導にあたる。資質等において当該校園の教育に携わるに適したものを有する者で、法人格をもった協会等が実施する水泳に関する資格保持者を専門補助指導員に充てる。見積書提出時には、指導にあたる予定者の資格等の写しを添えて提出する。</p> <p>専門補助指導員は、教員とのチームティーチングによりきめ細かで効果的な指導ができるよう取り組む。また、安全面に十分配慮し、常時2名以上の監視員をプールサイドに配置する。当該校園からも担任を除く1名以上の教職員等を付き添わせる。</p> <p>【保育所】</p> <p>①事前準備</p> <p>水泳指導を実施するプールにおいて、阪南市立保育所（以下「当該保育所」という）の保育士と受注者は、指導内容が安全かつ効果的に行うことができるよう事前に実技研修を行う。また、受注者は専門補助指導員に対し、保育所保育指針、阪南市の基本保育計画、及び地方公務員法に関する事前研修を実施する。</p>

	<p>②実施時期</p> <p>実施時期については、当該保育所と発注者で当該保育所ごとに時期を決める。</p> <p>③事前打合せ</p> <p>保育所保育指針及び阪南市の基本保育計画を基に、当該保育所と受注者で指導計画や目標、留意点などについて打合せを行う。</p> <p>④事業実施</p> <p>当該保育所における1学級単位の移動ができるよう、移動手段を確保し、プール指導に支障がないよう、児童等を安全に移送する。</p> <p>保育所の水遊びについて、各保育所3回（1回60分程度）の指導回数を確保する。なお、移送時間及び着替え等の準備、片づけに要する時間は水泳指導時間に含めない。</p> <p>児童を泳力別の数グループに分け、グループ毎に指導する。各グループには受注者において、専門補助指導員を1名以上配置し、当該保育所の保育士とともに水泳指導にあたる。資質等において当該保育所の保育に携わるに適したものと有する者で、法人格をもった協会等が実施する水泳に関する資格保持者を専門補助指導員に充てる。見積書提出時には、指導にあたる予定者の資格等の写しを添えて提出する。</p> <p>専門補助指導員は、保育士とのチームティーチングによりきめ細かで効果的な指導ができるよう取り組む。また、安全面に十分配慮し、常時2名以上の監視員をプールサイドに配置する。当該保育所からも担任を除く1名以上の保育士等を付き添わせる。</p>
	<p>【保育所・幼稚園・小学校・中学校 共通】</p> <p>⑤実施報告書の提出</p> <p>受注者は、1日毎の水泳指導実施後に校園所水泳実施報告書を作成し、指導補助にあたった教員・専門補助指導員、指導内容、幼児児童生徒の健康の状況等を記録し、発注者に提出する。</p> <p>⑥その他</p> <p>水泳指導実施日は、当該校園所専用の自動車駐車場スペースを1台分確保する。</p> <p>悪天候や自然災害等による警報等の発令や季節性流感等による臨時休業や学級閉鎖により、当該校園所での授業時間の確保が難しい場合は、別途調整の上、後日の指導を保証する。状況によっては、直前の中止連絡になる場合もある。</p> <p>授業で当該校園所を離れるため、移動時間は片道30分以内におさめる。本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定める。</p>
9. 専門補助指導員の服務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該校園所の信用を失墜するような行為をしてはならない。 (2) 業務上知り得た秘密を契約中及び契約終了後についても漏らしてはならない。 (3) 業務の遂行に際して、宗教的活動や政治的活動を行ってはならない。 (4) 当該校園所の教育及び保育にふさわしい態度で臨み、また当該校園所管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。就業時間（休憩時間を除く。）

	においては、注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならない。
10. 委託に係る遵守事項	<p>受注者は、委託業務の円滑な遂行を行うために、専門補助指導員の職務に係る一切の業務に誠意をもって遂行し、次の各号に定める事項を遵守する。</p> <p>(1) 受注者は、専門補助指導員、当該校園所の両者からの報告を検査し、業務が滞りなく実施されたことを確認したものについて、契約金額の範囲内で月毎に事業実施回数分の委託料を請求できるものとする。</p> <p>(2) 水泳指導が終了した場合又は水泳指導を契約締結期間内に行わないことが決まった場合は、受注者は受注者経費に関する請求書（基本料金・事務経費等の詳細を記載したもの）により、発注者に請求できるものとする。</p> <p>(3) 移送、水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。万一事故等が起こった場合は当該校園所と協力し、事態の収拾を図る。また、事故が起こった場合は、事故報告書を発注者に提出する。</p> <p>(4) 以下の場合には、受注者が責任を負う。</p> <p>①水泳指導補助中に専門補助指導員の故意又は重過失のために幼児児童生徒等に対し事故が発生した場合。</p> <p>②水泳指導のための移送中に事故等が発生した場合。</p>
11. 業務委託料	<p>(1) 本契約の業務委託料については、次に定める事項に留意するものとする。</p> <p>ア 業務委託料は、授業コマ数の増減に伴い、委託者と受託者間で協議の上、契約を毎年変更するものとする。</p> <p>イ 悪天候や自然災害等による警報等の発令や季節性流感等による臨時休業や学級閉鎖により、当該校園所での授業時間の確保が難しく、別途調整も困難で中止になった場合、委託者は受託者と協議の上、契約変更を行い、減額するものとする。</p>
12. 作成教材等の著作権	専門補助指導員が、発注者や当該校園所の教員等と協力して作成した教材等に関わる著作や知的所有権等の諸権利は、発注者に属する。
13. その他	発注者は、専門補助指導員が委託業務の遂行にあたり、著しく適性を欠き、改善の見込みがないと判断した場合は、受注者に対し、専門補助指導員の変更を要請することができる。
14. 担当者連絡先	<p>阪南市教育委員会事務局生涯学習部学校教育課 阪南市尾崎町 35番地の1 電話：072-489-4541 阪南市役所こども未来部こども政策課 阪南市尾崎町 35番地の1 電話：072-489-4518</p>

別添「各施設の所在地及び連絡先」

施設区分	施設名称	所在地	連絡先
保育所	石田保育所	阪南市石田 600 番地の 1	072-471-3201
	下荘保育所	阪南市箱作 998 番地の 1	072-476-5430
幼稚園	はあとり幼稚園	阪南市石田 578 番地	072-471-3152
	まい幼稚園	阪南市舞四丁目 6 番 14 号	072-471-6077
小学校	尾崎小学校	阪南市尾崎町五丁目 33 番 8 号	072-473-0541
	西鳥取小学校	阪南市鳥取 72 番地	072-471-0061
	下荘小学校	阪南市箱作 2320 番地	072-476-2233
	東鳥取小学校	阪南市石田 600 番地の 1	072-471-3150
	舞小学校	阪南市舞四丁目 6 番 31 号	072-471-6075
	朝日小学校	阪南市自然田 272 番地の 1	072-473-2014
	上荘小学校	阪南市下出 548 番地の 1	072-473-2727
	桃の木台小学校	阪南市桃の木台五丁目 423 番地の 33	072-476-3040
中学校	鳥取中学校	阪南市黒田 341 番地	072-472-1881
	貝掛中学校	阪南市貝掛 1372 番地	072-476-1156
	鳥取東中学校	阪南市和泉鳥取 1455 番地	072-473-0757
	飯の峯中学校	阪南市桃の木台三丁目 9 番地の 1	072-476-2050